第二十七条の二第一項中「学科試験及び実地試験」を「第一次検定又は第二次検定に必要な試験」に改める。

第二十七条の十二第二項を次のように改める。

2　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十七条の十二第三項を削る。

第二十七条の十六第一項中「学科試験若しくは実地試験」を「第一次検定若しくは第二次検定」に改める。

第二十七条の二十二中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改める。

第二十七条の二十四第一項中「第二十六条の五」を「第二十六条の六」に改める。

第二十七条の三十二中「第二十六条の五、第二十六条の七から第二十六条の十六まで及び第二十六条の十九から第二十六条の二十一まで」を「第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十七まで及び第二十六条の二十から第二十六条の二十二まで」に改め、同条の表を次のように改める。

第二十六条の六	該当する者が行う講習は、第二十六条第五項	該当する者は、第二十七条の二十四第一項
第二十六条の六第二号	第二十六条第五項の講習	第二十七条の二十四第一項
第二十六条の六第三号	第二十六条第五項の講習	経営状況分析の業務
第二十六条の八第二項	第二十六条第五項	第二十七条の二十四第一項
第二十六条の八第一項、第二十六条の十六第五号並びに第二十六条の二十二第一号及び第四号	前三条	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の九の見出し	講習の実施に係る	経営状況分析の
第二十六条の九	第二十六条の七第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令	国土交通省令
	講習を	経営状況分析を
第二十六条の十	第二十六条の七第二項第二号又は第三号	第二十七条の三十一第三項第二号又は第三号
第二十六条の十一　（見出しを含む。）	講習規程	経営状況分析規程
第二十六条の十一第一項	講習に	経営状況分析の業務に
第二十六条の十一第一項、第二十六条の十二並びに第二十六条の二十二第四号及び第五号	講習の	経営状況分析の業務の
第二十六条の十一第二項及び第二十六条の十五	講習の	経営状況分析の
第二十六条の十一第二項及び第二十六条の十七	講習に	経営状況分析に
第二十六条の十三第二項	建設業者	第二十七条の三十一第二項に規定する建設業者
第二十六条の十四	講習が第二十六条の七第一項	登録経営状況分析機関が第二十七条の三十一第二項
第二十六条の十五	第二十六条の九	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九又は第二十七条の三十三
	同条の規定による講習	これらの規定による経営状況分析の業務
第二十六条の十六	当該登録講習実施機関の行う講習の登録	その登録
	講習の全部	経営状況分析の業務の全部
第二十六条の二十二第五号	第二十六条の十八	第二十七条の三十五

第二十七条の三十五第一項中「第二十六条の十二」を「第二十六条の十三」に、「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に改める。

第二十七条の三十九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（建設業者団体等の責務）」を付する。

第四章の三中第二十七条の三十九の次に次の一条を加える。

第二十七条の四十　建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十八条第一項中「及び第二十四条の三から第二十四条の五まで」を「、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項」に、「第二十四条の七第一項」を「第二十四条の八第一項」に改め、同項第四号中「第二十二条」を「第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十六条の三第八項」に改める。

第二十九条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「含む。）」の下に「又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　死亡した場合において第十七条の三第一項の認可をしない旨の処分があつたとき。

第二十九条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二中「該当する場合」の下に「（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第九条第一項第三号（第十七条において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第三号とする。

第二十九条の四第二項中「第二十九条第一項第五号又は第六号」を「第二十九条第一項第七号又は第八号」に改める。

第三十一条第二項を次のように改める。

2　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十一条第三項を削る。

第三十四条第二項中「並びに予定価格」を「、予定価格」に、「基準を」を「基準並びに建設工事の工期に関する基準を」に改める。

第三十九条の四第一項中「指定経営状況分析機関」を「登録経営状況分析機関」に、「（以下」を「（次項において」に、「。以下」を「。同項において」に改める。

第四十条中「建設工事」の下に「（発注者から直接請け負つたものに限る。）」を加え、「見易い」を「見やすい」に改める。